

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成16年11月24日作成)

(平成29年11月 日見直)

法令名	畜産経営の安定に関する法律
根拠条項	法第13条第1項、条第2項
処分の概要	指定解除
法令の定め	<p>(第13条)</p> <p>都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除しなければならない。</p> <p>一 第十条第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなつたとき。</p> <p>二 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。</p> <p>三 指定の解除の申出（指定生乳生産者団体にあつては、総会の議決を経てされたものに限る。）があつたとき。</p> <p>2 都道府県知事は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、指定を解除することができる。</p> <p>一 第十条第一項第一号の要件に該当しないこととなつたとき。</p> <p>二 第十条第一項第二号の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その指定に係る地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んだとき。</p> <p>三 この法律又は業務規程に違反して生産者補給金の交付の業務又は集送乳調整金に係る業務を行つたとき。</p>
処分基準	法令の定めに尽くされている。（第13条第1項各号、第2項各号）
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5438)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課酪農グループ (電話番号：011-204-5438)
備考	(公表アドレス： <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm</a> )